

◆港区役所からのお知らせ

パン3斤100円、お米1kg100円など

安売り広告につられて通ったら・

高齢者を狙う
悪質な手口に
ご注意!

空き店舗などを会場にして「パン3斤100円」「お米1kgと卵1パック100円」など、安価な商品をもたらえるというチラシで高齢者を集め、通ってくる高齢者に健康の話などを楽しくして、高額な健康器具や健康食品などを次々売りつける手口を「SF（催眠）商法」といい、主に高齢者が被害にあっています。



店舗へ通い続けると顔見知りになり、言葉巧みに勧誘されると、高額商品の購入を断り切れなくなる場合があります。安易に、そのような場所へ行かないようにしましょう。

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ（契約の解除）ができる場合があります。クーリング・オフ期間を過ぎた場合であっても、日常生活に必要な量を著しく超える商品を購入させられた場合や、うその説明により契約させられた場合には、契約の解除や取消しを主張し、返金を求めることができる場合があります。高額商品を購入してしまった場合は、一人で悩まず、あきらめないうで、下記の大阪市消費者センターの消費生活相談専用電話にご相談ください。



消費生活
相談窓口

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし
188（イヤヤ!）」でも繋がります
毎日10時～17時、12/29～1/3を
除く

港区役所安全安心
グループ（防犯担当）
06-6576-9743

